

三浦市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

令和 6 年 5 月 17 日に雇用保険法が改正され、令和 7 年 4 月 1 日に施行される。この改正の中で、就業促進手当のうちいわゆる就業手当が廃止され、また、地域延長給付の暫定措置の期間が延長されたことに伴い、本市条例について必要な規定の整備を行うもの

2 改正の内容

(1) 就業手当に相当する退職手当の廃止（第 16 条第 11 項第 4 号及び第 14 項関係）

就業手当の廃止（雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イの削除）に伴い、手当の支給対象を改めるとともに、規定の整理を行う。

※雇用保険法上の就業促進手当

就業手当	雇用保険受給資格者が職業に就いた場合に支給	廃止
再就職手当	雇用保険受給資格者が <u>安定した職業（1 年超の雇用見込みのある職業等）</u> に就いた場合に支給	継続
就業促進定着手当	基本手当受給者が早期再就職後 6 か月間定着した場合で、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者に支給	継続 ※条件変更あり

(2) 地域延長給付（※）に相当する退職手当の支給期間の延長

地域延長給付に相当する退職手当について、支給期間を令和 9 年 3 月 31 日の退職まで延長する。

※雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた場合に対象となる。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 経過措置

就業手当に相当する退職手当を受給できる者について経過措置を設ける。